

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉野市は、特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

玉野市長

公表日

令和7年1月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 玉野市価格高騰重点支援給付金(7万円)に関する事務 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、住民税非課税世帯に対して給付金を支給する事務を行う。(令和5年度実施) (2) 均等割のみ課税世帯への支援給付金(10万円)に関する事務 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、住民税均等割のみ課税世帯に対して給付金を支給する事務を行う。(令和5年度実施) (3) 玉野市定額減税補足給付金(調整給付金)に関する事務 令和6年定額減税(所得税3万円・住民税所得割額1万円)について、課税者のうち減税しきれない者について差額を支給する事務を行う。 (4) 令和6年度新たに住民税非課税・均等割のみ課税世帯となった世帯への支援給付金に関する事務 令和5年度において物価高騰対応重点支援金(7万円および10万円)の支給対象となっていない、令和6年度において新たに住民税非課税世帯等となった世帯に対して給付金(10万円)を支給する事務を行う。 (5) 玉野市非課税世帯等給付金の「こども加算」に関する事務 上記(1)および(2)ならびに(4)対象世帯のうち、18歳未満の者を有す世帯について、18歳未満世帯員1人につき5万円を支給する事務を行う。 (6) 玉野市非課税世帯物価高支援給付金に関する事務 令和6年度における非課税世帯に対し3万円(18歳以下の世帯員一人当たり2万円のこども加算を含む)を支給する、令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生交付金「物価高騰対策給付金(第一号)」に関する事務を行う。
③システムの名称	給付金システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

- ・玉野市価格高騰重点支援給付金(7万円)対象者ファイル
- ・均等割のみ課税世帯への支援給付金(10万円)対象者ファイル
- ・玉野市定額減税補足給付金(調整給付)対象者ファイル
- ・玉野市非課税世帯等給付金対象者ファイル
- ・玉野市非課税世帯物価高支援給付金対象者ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表の135の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の160の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉政策課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	玉野市(総務部総務課) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5516
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	玉野市(健康福祉部福祉政策課) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-33-0305
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用については本人からの聴取等は行っておらず、給付金システム内で使用するための公金受取口座情報を整備するために、委託先システム会社からの照会用に使用するとどまる。委託先システム会社の個人情報取扱面におけるセキュリティ要件遵守の管理監督で対応している。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用については本人からの聴取等は行っておらず、給付金システム内で使用するための公金受取口座情報を整備するために、委託先システム会社からの照会用に使用することとする。委託先システム会社の個人情報取扱面におけるセキュリティ要件遵守の管理監督で対応している。	

變更箇所

[illegible]